

14日以内の手続きが必要です

国保の加入や脱退



分かりやすく説明します

就職や退職などのときは、国民健康保険（国保）の届け出が必要。会社などが自動的に手続きするものではありません。十四日以内に市役所市民課6番窓口または城南・大胡・宮城・粕川の各支所で手続きしてください。

会社などを退職して職場の健康保険を脱退した人は、国保に加入しなくてはなりません。十四日以内に届け出を。この届け出が遅れると、届出日から加入月までの国保税をさかのぼって納入することになります。また、家族の勤務先の健康保険に扶養家族として加入しながら国保にも加入している人は、すぐに国保からの脱退手続きが必要です。

□保険証をなくしてしまったら
保険証をなくしたときは、運転免許証など本人確認ができる物を用意し、市役所国保年金課各支所で再交付の手続きをしてください。なお、国保の主な手続き方法は左表のとおりです。

○：問い合わせは国保年金課 890-6250へ。

国保の主な手続き方法			
	届け出が必要な場合	手続きに必要な物	
加入するとき	他の市町村から転入した	印鑑・転出証明書	追加加入のときは交付済みの国保保険証
	職場の健康保険をやめた、またはその扶養家族でなくなった	印鑑 ※社会保険離脱証明書	
	子どもが生まれた	印鑑・母子健康手帳	
	生活保護を受けなくなった	印鑑	
脱退するとき	他の市町村に転出する	印鑑・保険証	
	職場の健康保険に入った、またはその扶養家族になった	印鑑・国民健康保険証と加入した職場の健康保険証・扶養家族になったときは社会保険離脱証明書（扶養認定日記入の物）	
	死亡した	印鑑・保険証	
	生活保護を受けるようになった	印鑑・保険証	
その他	退職者医療制度に該当した	印鑑・保険証・老齢（退職）年金証書（被保険者年金の加入期間が20年未満の人は、40歳以後に10年以上加入していたことが確認できる書類）	
	老人保健法に該当した	健康保険証・退職保険証	
	住所・世帯主・氏名などを変更した	印鑑・保険証	
	出稼ぎ、通院などで別の保険証が必要	印鑑・保険証・在学証明書	
	修学のため他の市町村に転出し別の保険証が必要	印鑑・保険証・在学証明書	
	保険証を紛失・破損した	運転免許証などの身分証明書・破損した保険証	

※社会保険離脱証明書の用紙は市役所市民課、国保年金課、各支所・出張所にあります。

農地以外に使用するとき

「農振除外」を忘れずに

「農業振興地域の整備に関する法律」で定められた農用地区域内の農地を、住宅や店舗、露天駐車場などに使用するとき、最初に農用地区域からの「除外」をしなくてはなりません。次に農地法に基づく転用許可や都市計画法に基づく開発許可などが必要。農用地区域からの除外を希望する農地の所有者や農用地区域内に編入を希望する土地の所有者は、直接申し出てください。郵送では受け付けません。なお、農業振興計画の見直しで「農用地区域外」として農用地区域から除かれた農地は、不要になります。

対象区域 上川淵・下川淵・芳賀・桂萱・総社・南橋・清里・

家庭菜園やガーデニング

正しく使おう身近な農薬

農薬は、家庭菜園やガーデニングなど身近に使われています。しかし、正しく取り扱わないと植物だけでなく、人体にも悪い影響があります。使用するときには次のことを必ず守りましょう。

登録されている農薬を使用し、登録のない物は絶対に使わない。ラベルにある使用上の注意をよく読み、作物に合った量を規定された倍率で薄める。近

永明の各出張所管内および城南支所管内の市街地調整区域、また大胡・宮城・粕川の各支所管内の農用地区域と定められた区域 **用意する物** 土地登記事項証明書または登記簿謄本（分家住宅の場合は昭和46年当時の所有者が分かる物、公図、土地利用計画書、確約書、案内図、印鑑など） **申し込み** 4月1日～20日 までの執務時間内に申し出地が各出張所管内と城南支所管内は市役所農政課（890-6702）、大胡支所管内は大胡支所（283-0115）、宮城支所管内は宮城支所（283-2131）、粕川支所管内は粕川支所（285-6752）へ直接

所にあらかじめ農薬の使用を連絡する。散布するときは帽子、長袖の上着、ズボン、保護眼鏡、手袋、マスクを着用し、周辺に子どもや家畜などがいないか確認する。無風または風が弱いときなど近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、風向き、ノズルの向きなどにも注意する。

○：問い合わせは農政課 890-6704へ。